

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

| | | |
|------|----|------|
| 出席議員 | 一番 | 鈴木浩之 |
| | 二番 | 安藤浩孝 |
| | 三番 | 廣瀬和良 |
| | 四番 | 中村広一 |
| | 五番 | 福井裕子 |
| | 六番 | 立川良一 |
| | 七番 | 戸部哲哉 |
| | 八番 | 井野勝己 |
| | 九番 | 日比玲子 |
| | 十番 | 田中五郎 |
| 欠席議員 | なし | |

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

| | |
|------|-------|
| 議事局長 | 高橋善明 |
| 議会書記 | 木野村幸子 |
| 議会書記 | 小林卓二 |

三、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----|------|
| 町長 | 室戸英夫 |
| 副町長 | 山本繁美 |
| 教育長 | 宮川浩兵 |

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期の決定

第三 諸般の報告

第四 諮問第一号

第五 諮問第二号

第六 諮問第三号

第七 議案一括上程

| | |
|---------|------|
| 参事兼農政課長 | 大平喜義 |
| 参事兼税務課長 | 高橋勉 |
| 総務課長 | 村木俊文 |
| 住民保険課長 | 山田忠義 |
| 福祉健康課長 | 北村孝則 |
| 上下水道課長 | 豊田晃 |
| 教育課長 | 奥野政興 |
| 収納課長 | 西口清敏 |
| 会計室長 | 渡辺雅尚 |

人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
町長提出

人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
町長提出

人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
町長提出

北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
町長提出

議案第三十号
議案第三十一号
北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
町長提出

議案第三十二号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

議案第三十三号 北方町道路線の認定について 町長提出)

議案第三十四号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算 第二号)を定めるについて 町長提出)

議案第三十五号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算 第一号)を定めるについて 町長提出)

五、本日の会議に付した事件
日程第一から日程第七まで

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第七まで

午前九時三十六分 開会

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

過日、鳩山総務大臣の辞任に伴いまして、自民党の支持率の急落があったようですけれども、昨日は麻生さんと鳩山代表との党首会談が持たれたんですけれども、次の衆議院選に国政がどのよう動くのかなあとという感じをしておるところでございますが、皆さん方全員の出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから第四回の北方町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は十人です。定足数に達しておりませんので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年度第四次北方町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名

議員は、会議規則第一百二十二条の規定により、議長において十番田中五郎君及び一番鈴木浩之君を指名いたします。

日程第二 会期の決定

一、議長 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から六月二十二日までの五日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から六月二十二日までの五日間と決定をいたしました。

日程第三 諸般の報告

一、議長 日程第三、諸般の報告を行います。町長。

一、町長 おはようございます。

定例会が開催されましたところ、議員の皆さん方には全員のお集まりをいただくことができました。厚く御礼を申し上げます。と思っております。

それでは、私の方から諸般の報告をさせていただきます。思います。

まず、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の定例会が、過ぐる三月三十日に開催されました。この件から御報告を申し上げます。

この議会は、平成二十一年度の一般会計予算を審議するために開催をされたものでございます。議案は、この一件でございます。

歳入歳出予算の総額は一億二千四百七十八万一千円ということに定められたものでございます。この数値は、二十年度に比して、六二%増となるものであります。

まず、歳入につきましては、負担金が六千九百九十五万円、使用料が百二十九万六千円、県負担金が千七百三十三万八千円。財産収入、これは基金の利子でございますが、五万六千円。そして、前年度からの繰越金が千五百六十八万八千円。雑入として、保険診療収入などございますが、二千四十五万三千円から成っておりますわけでございます。なお、本町の負担金は四十四万六千円。参考までに、昨年は四十五万六千円ございました。

歳出につきましては、議会費が三十七万二千円、総務費が三千三百二十四万五千円、民生費が八千七百六十六万八千円。予備費として、三百五十万円を用意されたものでございました。

全会一致で可決をされたところでございます。

続きまして、報告第二号について御報告を申し上げたいと存じます。平成二十年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

これは御案内のとおり、地方自治法第二百十三条の規定によって、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定によって報告をさせていただきますのでございます。

まず総務費、総務管理費の定額給付金事業につきましては、当初金額が二億九千六十三万二千円でございます。このうち、事務費等として消化済みとなりましたのが百四万二千円でございますから、残余の二億八千九百五十九万円を繰り越しとするものでございます。

民生費、児童福祉費につきましては、保育園の大規模改修工事に係ります三千五百六十八万四千円を翌年度に繰越明許とするものでございます。これは、国庫の方からいただきます金額が二千七百九十一万七千円で、残余の七百七十六万七千円が一般会計か

ら支出をする内容でございます。

次に、子育て応援特別手当事業につきまして、金額が千六百七十三千円というふうに当初予定をいたしておりましたが、交付決定額は国の予算の都合上、一千四十四万九千円ということになりました。このうち、収入済額が一千三十二万六千円でございます。以上でございます。収入済額が八万七千円ということになりますから、既収入の特定財源がその差し引き額一千二十三万九千円ということになったわけでございます。これに、当初申し上げました交付決定額の一千四十四万九千円から収入済金額の一千三十二万六千円を差し引きました残余の十二万三千円がこの時点では未収入、国からの支出金の未収入ということになるわけでございます。

報告第三号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告でございます。

これも前号と同じように、自治法に基づいて御報告をさせていただきます。これも前号と同じように、自治法に基づいて御報告をさせていただきます。この時点では未収ということになっておりますけれども、そういう計算書の御報告をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

一、議長 次に、事務局より、例月出納検査等の結果報告をいただきます。事務局長。

一、議会事務局長 失礼します。

三月の定例会以降の報告をさせていただきます。

三月二十四日、四月十五日、五月二十日及び六月十七日に、現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康

保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計及び各基金ともに記載金額が正確で、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、定例監査の結果についてであります。

四月二十二日、国民健康保険に係る事務事業全般について、国民健康保険運営協議会は有効に機能しているか、国保税の賦課徴収事務は法令等に準拠して適正に行われているか、増加する療養諸費に対する分析と今後の対策についてなどを主眼として監査が行われました。

監査の結果、対象事項について、関係書類等の提出及び担当者から説明を求めて監査した結果、法令との改正には対処しているものの、前年踏襲的に無難な処理をされている。年々増加する保険給付に対する多角的な検討と対策が必要であるとの報告がありました。以上です。

一、議長 次に、土地開発公社及び施設管理公社の報告事項がありますので、報告をしていただきます。副町長。

一、副町長 それでは、私からは、北方町土地開発公社の平成二十年度決算と北方町施設管理公社の平成二十年度決算並びに平成二十一年度の事業計画及び収支予算について、あわせて御報告をさせていただきます。

まず、報告第四号の北方町土地開発公社の平成二十年度決算についてであります。当年度におきましても、公有地の先行取得等の事業がございませんでしたので、支出額の計は理事及び監事さんの報酬や事務経費等、経常経費のみの十五万三千九百五十円となっております。

なお、この決算書等につきましては、去る五月二十五日に開催

されました公社の理事会において、原案のとおり承認をいただいております。

次に、報告第五号の平成二十一年度の北方町施設管理公社の事業計画及び収支予算についてであります。事業計画につきましては、従来と同様に、県より管理業務の委託を受けております。営住宅ハイタウンS一棟からS四棟までと、A二棟及びA四棟の住宅施設の管理業務。それから北方町より委託を受けております働く婦人の家・宮東ふれあいセンター、勤労青少年ホーム、高齢者ふれあい健康センターの管理委託業務となっております。特に県営北方住宅の管理につきましては、ハイタウン北方S一棟からS四棟までの四百三十戸とA二棟、A四棟の百二十一戸の計五百五十一戸の入退きの事務手続及び建物等の施設や設備等の維持管理業務が主なものとなっております。これらの管理業務に伴います平成二十一年度の施設管理公社の一般会計の収支予算額は、前年度比、二百十三万六千円増の九千九百八十八万八千円となり、そのうち、県営住宅の管理委託費が九千二十九万四千円となっております。

また、県営北方住宅駐車場管理特別会計の平成二十一年度の予算額は、今まで委託を受けておりました駐車場の使用料金の徴収業務を、平成二十一年四月からは県が家賃と一緒にあわせて徴収することになりましたので、今年度といえますか、二十一年度は過年度分の徴収業務のみを行うこととなりますので、それに見合う予算総額として、収入支出合計ともに、前年度比千五百三十四万五千円減となります。九十七万四千円を計上したところであります。

以上が北方町施設管理公社の平成二十一年度の事業計画及び収支予算の内容であります。これらにつきましても、三月二十五日

の施設管理公社の理事会・協議会で御承認を賜っております。

最後に、報告第六号の平成二十年度の北方町施設管理公社の決算についてであります。

決算額は、収入支出合計ともに九千二百九十六万三千四十八円となりました。これらの執行上、出ました剰余金四百十三万六千八百十六円につきましては、管理委託契約に基づきまして精算金として県及び北方町に返還をしております。

なお、公社の固定資産であります。基本財産の五百万円とその他の固定資産であります車両・備品等の十五万九千二十四円となりまして、正味財産は五百九千二十四円となっております。

また、一般会計とは別の県営住宅の駐車場管理会計の決算等につきましては、月平均の契約台数が六百四十台でありまして、決算額は収入合計で千七百二十八万二千二百七十七円、支出合計では千五百九十六万七千九百四十一円となりまして、次年度への繰越金は百三十一万四千二百七十六円となりました。

なお、これらの平成二十年度の決算につきましても、五月二十五日の理事会で原案のとおり承認を賜っております。

以上であります。ただいま報告しました関係書類につきましてはお手元に配付してありますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。私からの報告を終わらせていただきます。

議長 次に、本県消防事務組合議会の報告等を事務局よりいただきます。事務局長。

一、議会議務局長 それでは、本県消防事務組合についてであります。六月一日、平成二十二年第二回本県消防事務組合臨時会が開催されました。

最初に、議案第六号は、屈折はしご付消防車の売買契約の締結について。契約目的は、屈折はしご付消防車の購入です。契約方

法は指名競争入札で、契約金額九千三十万円、契約者は株式会社ウスイ消防です。納入期限は本契約締結の日から二百二十日です。続きまして、議案第七号 化学消防ポンプ自動車の売買契約の締結について。契約目的は、化学消防ポンプ自動車の購入、契約方法は指名競争入札、契約金額三千八百七十九万七千五百円、契約者は株式会社ウスイ消防です。納入期限は、本契約締結の日から百八十日です。

議案第八号は、高規格救急自動車の売買契約の締結について。契約目的は高規格救急自動車の購入、契約方法は指名競争入札で、契約金額二千九百二十九万五千円、契約者は岐阜トヨタ自動車株式会社です。納入期限は、本契約締結の日から百八十日。

以上の三議案は、原案のとおり全会一致で可決されました。次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

六月二日、第一回評議員会並びに郡町村議会議長会会長会が県民ふれあい会館で開催されました。

最初に、役員を選任について、五月三十一日で任期満了に伴い役員改選が行われました。引き続き、平成二十一年度の行事等についての協議が行われました。

次に、議員派遣についてです。

四月九日、十日の二日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所に市町村議会議員セミナー研修に、井野勝巳議員、鈴木浩之議員が派遣されました。また、五月二十八日、三重県伊賀市議会に、議会基本条例の取り組みについて、議員全員の方が派遣されました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

日程第四 諮問第一号について

一、議長 日程第四、諮問第一号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、諮問第一号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

現在、人権擁護委員をお願いいたしております八代勝秋氏が、この六月をもって任期が満了となりますので、引き続き同氏を推薦したく、御同意をお願いするものでございます。

氏は、北方町高屋千二十九番地の在でございまして、平成十八年から同委員として御活躍をいただいております。昭和十九年十一月七日生まれの六十四歳でございます。

推薦の理由といたしましては、地元の自治会長として地域住民と仲間づくりや生きがいづくり等の活動を行うなど、非常に信望も厚く、見識も広いことから、地域のよき相談役として活動をされていることにより、人権擁護委員として適任であると判断をいたしました。推薦をするものでございます。よろしくお願いをいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。諮問第一号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議会の意見は適任とすることに御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第一号は議会の意見

は適任と決定をいたしました。

日程第五 諮問第二号について

一、議長 日程第五、諮問第二号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 御同意をいただきました。ありがとうございます。

引き続き、諮問第二号、同様に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、人権擁護委員として、矢野志一氏に御就任をお願いいたしておりますけれども、同氏は七十五歳となりましたので、この六月の任期満了を機に御勇退いただくことになりました。したがって、その後任に神谷肇氏を推薦し、御同意をお願いするものでございます。

氏は、北方町加茂二百六十二番地の在でございまして、昭和二十年二月十八日生まれの六十四歳になられるわけでございます。

推薦理由としては、現在も町や県の身体障害者福祉協会等の役員を務められたりいたしておりまして、地域住民の信望も厚く、また御案内のように、北方町職員としての職務経験もあり、見識も広く、人格も高潔でありますので、地域のよき相談役として御活躍いただけるものと思っております。この際、人権擁護委員として適任であると考えて推薦をお願いするものであります。よろしくお願いをいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。諮問第二号 人権擁護委員の推薦につき意見

見を求めることについて、議会の意見は適任とすることに御異議
ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第二号は議会の意見
は適任と決定をいたしました。

日程第六 諮問第三号について

一、議長 日程第六、諮問第三号 人権擁護委員の推薦につき意見を
求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 御同意をいただいております。ありがとうございました。

同じく、諮問第三号でございますが、同様に、人権擁護委員の
推薦につき意見を求めることについてであります。

このたび、北方町における人権擁護委員が一名増員をされるこ
とになりましたので、新たに石崎洋子氏を推薦したく、御同意を
お願いするものでございます。

氏は、北方町芝原中町三丁目十五番地の在でございます、昭
和十九年七月二十四日生まれの方でございます。

推薦の理由といたしましては、北方町の社会福祉協議会の職員
として長年お勤めになられました職務経験がありますし、またそ
の職務を通じて、地域住民と協力しながら福祉活動を行ってきた
ことから、非常に地域住民の信望も厚く、見識も広いことござ
いますので、この経験を生かしていただいて、地域のよき相談相
手として御活躍いただけるものと期待をいたしまして推薦をお願
いするものでございます。よろしくお願いいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 今、提案理由で、新たに一名増員すると言わ
れていたんですが、これは法務省の管轄で法令が変わったのかど

うかということと、それから、さらに同意をするわけですけれど
も、どういった仕事をしているのか。意味としてはわかりませ
ど、具体的に、例えば何曜日にもどろいという相談をして、解決しない
のも多分あると思うんで、あと弁護士に相談するとか、その辺、
北方町として年間当たりどのくらいして、ちょっと具体的に説明
をしてほしいんですけど、お願いします。

一、総務課長 ただいま日比議員からの質問でございますが、この人
権擁護委員というのは、基本的に全国を通じて約二十万人を超
えない方にお願いをすると、委員の定数ということで法律の定め
がございます。

今回、北方町に一名増員をといる岐阜の法務局の方より御依頼
のあった理由につきましては、現在、人権擁護委員、旧本巣郡地
域の中で、現在の瑞穂市が六名、それから本巣市が八名、それか
ら北方町には三名ということ、十七名おられるわけですが、バ
ランスの関係上、非常にこの地域にこういういろんな問題がある
ということ、一名増員はというふうなお話があったということ
で、今回、一名増員をお願いするものでございます。

なお、相談件数については、今現在、三名おられますが、個々
に直接電話の相談等あるように聞いております。定期的に福祉会
館で行います人権擁護委員の相談件数ですが、昨年におきまして
は四回ほどあったんじゃないかということ聞いておりますが、
何せ人権に係ることでございますので、公にできない部分も非常
にございます。日夜、いろいろ相談に携わっておるということを
伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

一、九番 日比玲子君 今、答弁をいただいたんですけど、年に四回
ぐらいということであれば、三カ月に二回ぐらい、その相談日を
設けてやられるわけですけど、ある程度の数は把握をしておく必

要があるのではないかと思えますね。確かに、個人の情報保護条例か何か知らないけど、そういうのがありますけれども、町としても、やっぱり把握して対応すべきじゃないかと思うんですけど、どうですか。

一、総務課長 日比議員がおっしゃるとおりだと思います。そのあたりについては、いま一度確認をしておきたいと考えております。

なお、先ほど私、報告するのを忘れましたが、要するに事業活動でございしますが、これ、四月から三月まで一年間、昨年いろいろ活動をしていただいておりますが、大変この活動内容も密でございします。昨年の四月におきましては、一月で三回、例えば地区の総会、研修会、それから事業計画、それから中学生の人権作文コンテストの応募依頼に各学校に訪問されるとか、例えば五月におきまして、総会を開催されたり、広報紙への掲載依頼等でも市町村へ訪問されておると。それと県の人権擁護委員会、協議会、総会、研修会に参加されたり、また六月においても三回というように、私、ここに活動内容を持っておりますが、おおむね月三回程度、啓発する場、相談を含めて活動を行っておりますという報告はいただいております。

一、一番 鈴木浩之君 ちょっと関連の質問になりますけど、たしか私の記憶の中には佐野さんというお名前の女性の方も見えたと思いますが、町長の先ほどの御説明の増員ということは、四名にならということなのか、三名ということなのか、ちょっと確認だけお願いします。

一、町長 佐野さんは現在務めていただいておりますので、四名にならということでございます。

（終結、討論省略の声あり）

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。諮問第三号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議会の意見は適任とすることに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第三号は議会の意見は適任と決定をいたしました。

日程第七 議案第三十号から議案第三十五号までについて

一、議長 日程第七、議案第三十号から議案第三十五号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、議案第三十号以下を一括して御提案をさせていただきます。

まず、議案第三十号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。

これは、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の勤務時間を変更するために条例改正を行うものでございます。これによりまして、職員の一日の勤務時間が従来より十五分間短縮をされることになるものがございます。

議案第三十一号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第三十号と同様に、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の勤務時間を変更するために条例改正を行うものでございまして、この改正によりまして、おのおの該当職員が選択をした勤務時間により二十五分から四十分の短縮が図られることになるわけでございます。

議案第三十二号でございます。北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これも、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の時間外手当を算出する勤務時間を変更するためのものございまして、条例改正を行おうとするものございまして、議案第三十号による改正に関連をいたしまして、時間外勤務手当の計算対象時間を十五分短縮するということになるものございまして。

議案第三十三号 北方町道路線の認定についてでございます。

加茂土地区画整理事業区内一部の道路管理引き継ぎ及び道路用地の寄附に伴い、本路線を認定させていただこうとするものございまして、町道四百六十六号から町道四百六十九号の四路線について、町道認定をお願いするものございまして。

議案第三十四号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算 第二号)を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億一千四百七十七万四千円を追加して、予算総額を四十九億八千九百九十九万三千円とするものございまして、内容につきましては、民生費のうち、高齢者いきいき住宅改善助成事業補助金として四十九万九千円を、子育て応援特別手当交付金を三十四人分、百二十二万四千円を計上いたしておるところでございます。

衛生費では、一般廃棄物集積場整備補助金として二十五万円。

土木費として、地下地内町道七十九号線及び東加茂地内の町道四十八号線の道路拡幅工事に伴う物件補償や用地費などの費用九百四十三万四千円を計上をいたしております。

消防費の八十一万八千円につきましては、消防団員の退職報償金五名分でございます。

教育費のうち、北方小学校の消火栓ポンプ取りかえ工事に三百八十七千円、総合体育館大規模改修工事に関する工事費など、九千九百四十六万二千円を計上させていただいたところでございまして。

なお、以上に対する歳入は、国庫支出金として九千四百六十九万三千円を、県支出金として二十五万円、繰越金として千九百一十三万三千円、諸収入で八十一万八千円をもって充てることといたしております。

議案第三十五号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算 第一号)を定めるについてでございます。

平成二十一年度北方町の後期高齢者医療特別会計予算 第一号)は、予算総額をそれぞれ二十三万円追加をさせていただきまして、総額として一億四千七百七十九万八千円とさせていただきまして、この内容につきましては、中途死亡者の年金分の控除を返戻するものでございます。

よろしく御審議をいただきまして、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

一、議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を願うことといたします。

お諮りをいたします。議案調査のため、明十九日から二十一日までの三日間を休会といたし、本日はこれにて散会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明十九日から二十一日まで三日間を休会することとし、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

第二日は、二十二日午前九時三十分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦勞さまでございました。
午前十時十四分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年六月十八日

議長

署名議員

署名議員